

議案第 5 号

大阪市職員互助会条例の一部を改正する条例案

大阪市職員互助会条例（昭和30年大阪市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(互助会の組織)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 職員以外の者のうち、次に掲げるものは、前項及び第 8 条（第 6 号から第 8 号までに掲げる者にあつては、同項、第 7 条及び第 8 条）の規定の適用については、職員とみなす。</p> <p>[(1)～(6) 略]</p> <p>(7) <u>地方独立行政法人大阪市民病院機構、 地方独立行政法人大阪市博物館機構及び 地方独立行政法人天王寺動物園</u>の役員及び職員で、地方公務員等共済組合法第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づく大阪市職員共済組合の組合員であるもの</p> <p>[(8) 略]</p> <p>(会員の資格喪失)</p> <p>第 8 条 会員は、次に掲げる事由に該当するに至ったときは、その日の<u>翌日（第 5 号に掲げる事由に該当するに至ったときは、その日）</u>から会員の資格を喪失する。</p> <p>[(1)～(6) 略]</p>	<p>(互助会の組織)</p> <p>第 2 条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)～(6) 同左]</p> <p>(7) <u>地方独立行政法人大阪市民病院機構及び 地方独立行政法人大阪市博物館機構</u>の役員及び職員で、地方公務員等共済組合法第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づく大阪市職員共済組合の組合員であるもの</p> <p>[(8) 同左]</p> <p>(会員の資格喪失)</p> <p>第 8 条 会員は、次に掲げる事由に該当するに至ったときは、その日の<u>翌日から</u>会員の資格を喪失する。</p> <p>[(1)～(6) 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、地方独立行政法人天王寺動物園の成立の日から施行する。ただし、第 8 条の改正規

定は、公布の日から施行する。

令和3年2月10日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

職員互助会の会員の範囲を改めるとともに、会員が教育委員会所管の小学校又は中学校の教員等となったときに会員の資格を喪失する日を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。